

平成 28 年（2016 年）12 月 26 日

報 道 各 社 様

西宮市消防局総務部総務課長

職員の懲戒処分について

みだしのことについて、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

所属	職名・年齢	処分日	処分内容	処分理由
警防部 警防課	消防士長 (28 歳)	H28. 12. 26	停職 3 月	地方公務員法 第 29 条（懲戒） 第 32 条（法令等及び上司の職務上 の命令に従う義務） 第 33 条（信用失墜行為の禁止）

【事件の概要】

平成 28 年 8 月 2 日、マンションの駐輪場から未施錠の自転車を窃盗し、12 月 2 日に不起訴処分となったものである。

以 上

問合せ先：消防局総務部総務課

電話（代表）0798-26-0119

（自席）0798-32-7303